

平成31年度地域づくり関係助成事業説明会&相談会 次第

(倉吉会場)

3月6日(水) 午前10時～午後0時10分 鳥取県中部総合事務所 講堂(A棟2階)

(鳥取会場)

3月6日(水) 午後2時～4時10分 鳥取県庁 講堂(本庁舎1階)

(米子会場)

3月7日(木) 午前10時～午後0時10分 鳥取県西部総合事務所 講堂(本館2階)

1 開会

2 民間等の助成事業説明&活用セミナー(30分)

3 鳥取県等による助成事業紹介(55分)

(1) とっとり県民活動活性化センター

- ① 非営利公益活動広報補助金
- ② 地域づくり研修企画補助金補助事業等各種事業
- ③ 控除対象特定非営利活動法人指定支援補助金

(2) 参画協働課

- ① トットリズム推進補助金
- ② 鳥取県協働提案・連携推進事業補助金
- ③ 鳥取・島根広域連携協働事業補助金

(3) とっとり暮らし支援課

- ① みんなで取り組む中山間地域計画づくり支援事業費補助金
- ② みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業費補助金
- ③ 鳥取県まちなか暮らし総合支援事業費補助金
- ④ とっとりワーホリ支援補助金

(4) 女性活躍推進課

- ① 鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金

(5) 文化政策課

- ① 鳥取県文化芸術活動支援補助金
- ② 文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業
- ③ ととりの文化芸術探訪事業
- ④ 伝統芸能・行事を活用した「おもてなし」活動支援事業

(6) 食のみやこ推進課

- ① 食のみやこ鳥取県づくり支援交付金

(7) 環境立県推進課

- ① 私たちのエコ活動推進補助金
- ② 鳥取県環境保全活動支援補助金

(8) 観光戦略課

- ① ニューツーリズム普及促進支援補助金

4 休憩・模様替え(5分)

5 相談会(40分)

(注意事項)

- ・列ができた場合は、番号札をお渡ししますので、ご自分の順番が来るまでお待ち下さい。
- ・番号をお呼びした時に不在の場合は、次の方を先にご案内します。
- ・1団体当たり、最長5分をお願いします。
持ち時間終了後、列に並び直していただければ再相談は可能です。
できるだけ多くの団体の相談をお受けしたいので、御理解・御協力をお願いします。

目次

(1) とっとり県民活動活性化センター

- ① 民間の資源を活用した「寄付・寄贈・助成・ボランティア等」の支援事業紹介・・・1
- ② 非営利公益活動広報補助金・・・2
- ③ 地域づくり研修企画補助金・・・4
- ④ 控除対象特定非営利活動法人指定支援補助金・・・6

(2) 参画協働課

- ① トットリズム推進補助金・・・8
- ② 鳥取県協働提案・連携推進事業補助金・・・12
- ③ 鳥取・島根広域連携協働事業補助金・・・13

(3) とっとり暮らし支援課

- ① みんなで取り組む中山間地域計画づくり支援事業費補助金・・・14
- ② みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業費補助金・・・15
- ③ 鳥取県まちなか暮らし総合支援事業費補助金・・・17
- ④ とっとりワーホリ支援補助金・・・20

(4) 女性活躍推進課

- ① 鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金・・・22

(5) 文化政策課

- ① 鳥取県文化芸術活動支援補助金・・・23
- ② 文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業・・・29
- ③ とっとりの文化芸術探訪事業・・・30
- ④ 伝統芸能・行事を活用した「おもてなし」活動支援事業・・・31

(6) 食のみやこ推進課

- ① 食のみやこ鳥取県づくり支援交付金・・・32

(7) 環境立県推進課

- ① 私たちのエコ活動推進補助金・・・35
- ② 鳥取県環境保全活動支援補助金・・・38

(8) 観光戦略課

- ① ニューツーリズム普及促進支援補助金・・・39

平成31年度 公益財団法人とっとり県民活動活性化センター
民間の資源を活用した「助成・寄贈・ボランティア等」による
活動団体の支援事業紹介

1. 公募による寄贈・助成支援

- ・とっとりイーパーツリユースPC寄贈プログラム（5～7月）
- ・中国ろうきんNPO寄付システム（12～1月）
- ・あいおいニッセイ同和損保助成プログラム（12～1月）

2. 登録団体と企業等との寄付のマッチング支援

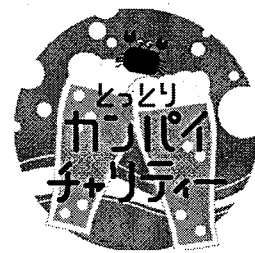
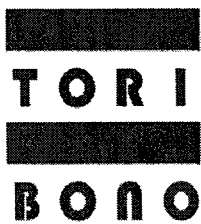
- ・寄付つき商品「お買い物チャリティー」「とっとりカンパイチャリティー」（登録は随時）
- ・ごうぎん地域おこし型私募債寄贈事業（登録は随時）

3. クラウドファンディングサイト「FAAVO鳥取」による資金調達支援（随時相談受付）

4. ボランティア・専門家による支援

- ・社会人・若者ボランティア「とっとりプロボノ」（実施7月以降）
- ・行政書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等による専門家派遣（随時受付）

お買い物チャリティー



公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 毛利、寺坂、白鳥、椿、池淵、谷、尾崎、世瀬、小谷、上山

〒682-0023 倉吉市山根557-1パープルタウン2階 電話 0858-24-6460/ファクシミリ 0858-24-6470

Eメール info@tottori-katsu.net センターHP <http://tottori-katsu.net/>

- 東部とっとり創生支援センター 電話 0857-20-3528 県東部庁舎1階 東部振興監東部振興課内 担当：寺坂
- 中部とっとり創生支援センター 電話 0858-26-6262 パープルタウン2階 活性化センター内 担当：椿
- 西部とっとり創生支援センター 電話 0859-31-9694 県西部総合事務所1階 西部振興課内 担当：谷
- 震災復興活動支援センター 電話 0858-26-2954 パープルタウン2階 活性化センター内 担当：白鳥

平成31年度非営利公益活動広報補助金 募集要項

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター

1. 趣旨

非営利公益活動団体が自ら行う広報活動への支援を行うとともに、県民の非営利公益活動の理解や活動への参加を促進することを目的として、本補助金を交付します。

2. 対象となる事業

- ・非営利公益活動の広報など県民へ非営利公益活動を広く周知し又は当該活動への参加を促すパンフレット等及びウェブサイトの制作または改修にかかる事業。
- ・平成32年(2020年)2月28日(金)までに完了する事業。
- ・単独のイベントに係る広報は対象外です。

3. 補助金の概要

(1) 対象団体

- ・県内のNPO・ボランティア・地域づくり団体(法人格の有無は問いません。)
- ・国や地方公共団体からの資金により一部または全部が運営されている団体を除きます。
- ・過去5年間に当該補助金を受けている団体は除きます。(ただし、過去に採択されていない団体から優先的に採択します。)

(2) 対象経費

- ・補助事業を実施するために必要と公益財団法人とっとり県民活動活性化センター(以下、「センター」という)が認める経費。
【対象経費：パンフレットのデザイン料及び印刷費並びにホームページ制作及び改修の委託料】
- ・委託費については、県内事業者が実施したものに限り、ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難とセンターが認めた場合については、この限りではありません。

(3) 補助率・補助上限額・交付件数

- ・補助率：4分の3
- ・補助額上限：112,000円(補助対象経費は150,000円、千円未満の端数は切り捨て)
- ・交付予定件数：18件程度

4. 応募方法

(1) 募集期間

- ・2019年4月19日(金)から5月31日(金)まで【5月31日17:00必着】

(2) 応募書類の入手方法

非営利公益活動広報補助事業要綱に基づく各様式については、センターのホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、窓口にご相談ください。

(3) 応募方法

交付要綱を確認の上、申請書一式を持参または郵送にて提出してください。

【申請書一式】

- ア 申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 団体規約（規約がない場合は、団体の活動目的、活動概要がわかるパンフレット及び年間計画の写しなど）
- オ 事業内容に関するもの（チラシ、レジュメなど）

(4) 選考方法

・募集期間終了後に審査会を開催し、書類審査及び委員の合議により補助団体を決定します。（6月頃予定）

〈審査基準〉①団体が取り組んでいる事業が公益的な活動であること。

②事業をとおして、誰にどうやってどのような情報を届けたいか明確であること。

③事業を実施する能力（体制、組織、協力等）が認められること。

5 その他

ア 本助成金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務、及びそれに伴う組織内の議決等の承認手続きが全て終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかな精算手続き及び総括を行い、実績報告を進めるよう努めてください。

イ 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守してください。

ウ 次に掲げる事項が認められた場合には、交付決定を取り消すことがあります。

・応募申請した内容どおりに事業が行われなかった場合

・報告書等の提出等、本補助事業の手続きが行われない場合

エ 本補助金を活用して制作した成果物には、センター規定のロゴまたは本補助金活用の旨を記載するようにしてください。

6 お問い合わせ先

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（てとり）

担当 尾崎、椿

住所 〒682-0023 倉吉市山根 557 番地 1 パープルタウン 2 階

電話 0858-24-6460 / ファクシミリ 0858-24-6470

開所時間：10：00～18：00（土・日・祝日を除く）

電子メール：info@tottori-katsu.net

ホームページ：http://tottori-katsu.net

平成31年度 地域づくり研修企画補助金募集要項

県内の地域づくり活動を促進させることを目的として、県内に事務所又は活動拠点を有する地域づくり団体等（以下「活動団体等」という。）を対象に、講師を招聘して企画実施する研修会及び講習会（以下「研修会等」という。）の開催又は全国で開催される研修等への参加に係る経費を支援します。

このため、当該支援にかかる『地域づくり研修企画補助金』の交付を希望する活動団体等を募集します。

1 募集する取組

区分	対象となる取組の概要
ア. 研修会等の開催	自主的・主体的な地域づくりのために講師・有識者・アドバイザー等を招いて開催する研修会及び講演会の開催。 ただし、従前から行っている取組については対象としない。
イ. 全国で開催される研修等への参加	全国で開催される研修等（（一財）地域活性化センターまたは、（特非）日本NPOセンターが主催、協力する研修）への参加に要する交通費、宿泊費。

2 補助金の概要

(1) 補助金の種類

区分	補助 上限額	補助率	補助予定 件数	対象期間
ア. 研修会等の開催	5万円	10/10	各8件程度	補助金交付決定日から平成 32年（2020年）2月2 8日（金）まで
イ. 全国で開催される研修等への参加				

※ア、イ合わせて1団体につき上限5万円となります。

(2) 補助対象団体

- ・非営利で公益を目的とした団体で主体的に地域づくり活動を行っており、県内に事務所又は活動拠点を有すること（法人格の有無を問わない）
- ・トトリズム実践団体に登録、又は募集期間内に登録を完了する団体。

※ 次の団体は対象外

- ・県が交付する補助金等を当該事業に充当している団体
- ・政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体
- ・暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体
- ・団体として実体のないもの

(3) 補助対象経費

項目	例
謝金	研修会等に招く講師や有識者、アドバイザー等の謝金
旅費	ア. 講師や有識者、アドバイザー等の旅費（交通費・宿泊費）
	イ. 全国で開催される研修等への参加にかかる旅費（交通費・宿泊費）

3 応募方法

(1) 募集期間

2019年4月19日(金)から5月31日(金)まで【5月31日17:00必着】

(2) 応募書類の入手方法

センターのウェブサイト (URL: <http://tottori-katsu.net/>) からダウンロードするか、「4 お問い合わせ先」にご相談ください。

(3) 応募方法

交付要綱を確認の上、申請書一式を持参または郵送にて提出してください。交付申請にあたっては、法人にあつては代表者印を押印したもの、その他の団体にあつては代表者が押印又は氏名を自署したものを提出してください。

【申請書一式】

- ア 申請書 (様式第1号)
- イ 事業計画書 (様式第2号)
- ウ 収支予算書 (様式第3号)
- エ 団体規約 (規約がない場合は、団体の活動目的、活動概要がわかるパンフレット及び年間計画の写しなど)

(4) 選考方法

募集期間終了後に審査会を開催し、書類審査及び委員の合議により補助団体を決定します (6月頃予定)。

(審査基準) 地域の課題が明確であるか、人材育成の観点で取り組もうとしているか、及び確実に実施できる体制があるか等の観点など

4 その他

- ①本補助金にかかる事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務、及びそれに伴う組織内の承認手続きがすべて終了することを指します。事業が終了したら、速やかな精算手続きを行い、事業実績報告を提出してください。
- ②事業の実施にあつては、関係法令等を遵守してください。
- ③次に掲げる事項が認められた場合には、交付決定を取り消すことがあります。
 - ・応募申請した内容どおりに事業が行われなかった場合
 - ・報告書の提出等、本補助事業の手続きが行われない場合
- ④本補助事業の振り返りや情報共有や交流を兼ねた交流会を実施する場合は積極的にご参加ください。
- ⑤受講した内容は事業報告書にて報告していただきます。その内容はセンターつうしん」などに掲載する場合があります。

5 お問い合わせ先

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター

住所：倉吉市山根 557-1 パープルタウン 2 階

電話：0858-24-6460 ファクシミリ：0858-24-6470

電子メール：info@tottori-katsu.net ホームページ：<http://tottori-katsu.net>

本事業の実施は平成31年2月定例鳥取県
議会における予算の成立を条件とします

控除対象特定非営利活動法人指定支援補助金 募集要項

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター

1. 趣旨

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続き等に関する条例（平成25年鳥取県条例第4号）に基づき控除対象特定非営利活動法人の指定を受けようとする特定非営利活動法人の支援を行うことにより、地域の中核となり、持続的に活動する質の高い特定非営利活動法人の育成を促進することを目的として交付します。

2. 補助金の概要

(1) 対象団体

平成31年4月1日（月）から平成32年（2020年）2月28日（金）の期間に控除対象特定非営利活動法人の指定の申出の手続きを行う鳥取県内の特定非営利活動法人（2事業年度以上公益的な活動を行った法人）（鳥取県の受付日が期間内のものが対象）

(2) 対象経費

控除対象特定非営利活動法人の指定を取得するために必要な以下の経費

- ・士業（司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、認定ファンドレイザー）への相談にかかる経費
（委託料・相談料・旅費）
- ・鳥取県又は公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）への相談にかかる旅費
- ・会議費（食糧費は除く）
- ・消耗品費（参考書、文房具等。ただしソフトウェアの購入を除く。）
- ・アルバイトにかかる賃金

(3) 補助率・補助上限額・交付件数

- ・補助率：4分の3
- ・補助額上限：15万円（千円未満の端数は切り捨て）
- ・交付予定件数：2件程度

3. 応募方法

(1) 募集期間

2019年9月2日（月）から10月31日（木）まで【10月31日（木）17:00必着】

(2) 応募書類の入手方法

センターのホームページからダウンロードしていただけます。インターネットを利用されない方は、センターの窓口にご相談ください。

(3) 応募方法

交付要綱を確認の上、申請書一式を持参または郵送にて提出してください。

【申請書一式】

ア 申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

※前年度活動計算書（収支予算書）前年度事業報告書、前年度貸借対照表

当年度活動予算書、当年度事業計画書、定款、役員名簿

ウ 収支予算書（様式第3号）

(4) 選考方法

・募集期間終了後に審査会を開催し、書類審査及び委員の合議により補助団体を決定します（11月頃予定）。

〈審査基準〉①団体の過去の活動実績

②団体としての将来性（継続性）、地域課題解決への貢献度

③条例個別指定取得に対する取り組みの進捗状況（団体内での条例個別指定申請の合意が得られているか、条例個別指定要件の達成に向けた取り組み状況、今後の計画の具体性など）

④【加点項目】指定後の「控除対象特定非営利活動法人」の活用方法（指定を、どのように認定特定非営利活動法人の取得、団体の信頼性向上や寄付の増加に結び付けていくかなど）

(5) その他

ア 鳥取県へ控除対象特定非営利活動法人の指定の申出の手続きを行ったあと、申出を行ったことを証明する書類（県の受付印が押印してあるものを含む）の写しを交付決定を受けた年度の2月末日までにセンターに提出していただきます。

イ 控除対象特定非営利活動法人の指定を受けたあとは、取得を証明する書類をセンターへ提出していただきます。

ウ 本助成金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務、及びそれに伴う組織内の議決等の承認手続きが全て終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかな精算手続き及び総括を行い、実績報告を進めるよう努めてください。

エ 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守してください。

オ 次に掲げる事項が認められた場合には、交付決定を取り消すことがあります。

- ・応募申請した内容どおりに事業が行われなかった場合
- ・実績報告書等の提出等、本補助事業の手続きが行われない場合

4 応募先・お問い合わせ先

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター

住所 〒682-0023 倉吉市山根 557 番地 1 パープルタウン 2 階

電話 0858-24-6460 / ファクシミリ 0858-24-6470

開所時間：10：00～18：00（土・日・祝日を除く）

電子メール：info@tottori-katsu.net

ホームページ：http://tottori-katsu.net

平成31年度トトリズム推進補助金 募集要項

※本事業の実施は平成31年2月定例議会における予算の成立を条件とします。

1 趣 旨

住民団体、NPO、企業、商工団体及び青年団体など多様な主体による、県内で地域をより良くするために自ら取り組む様々な地域づくり活動を支援するため、「トトリズム推進補助金」の交付を希望する団体を募集します。

【対象となる活動】

次のような事業を主体的に行うことにより地域の活性化を図る活動

- 地域資源を活かしたまちづくりを図る事業
- 伝統・文化の保存や活用を図る事業
- 自然環境や景観保全を図る事業
- 安心・安全な地域づくりを図る事業
- 福祉・健康づくりを促進する事業
- 地域内、地域間交流・人材育成を促進する事業 など

【対象とならない活動】

- 単なる文化講演会、音楽鑑賞会、スポーツイベント等の事業
- 県外のみで実施する事業

2 募集期間、及び補助対象期間

下表のとおり1～3次の募集区分に対応して、それぞれ補助対象となる事業期間を設定します。同期間以前に実施した活動に係る経費については補助対象となりませんので注意してください。

区分	募集期間	補助対象となる事業期間(注)	募集する補助金の種類		
			スタートアップ型	トトリズム推進型	交流サロン活動等支援型
1次募集	平成31年 3月8日(金) から 4月5日(金) まで	平成31年(2019年)4月1日から 平成32年(2020年)3月31日まで	○	○	○
2次募集	5月27日(月) から 7月1日(月) まで	平成31年(2019年)8月1日から 平成32年(2020年)3月31日まで	○	○	○
3次募集	8月26日(月) から 9月30日(月) まで	平成31年(2019年)11月1日から 平成32年(2020年)3月31日まで	○	— (※)	— (※)

(※) 2次募集までの採択状況に応じて募集を行う場合があります。

(注) 「事業」とは、例えばイベントや研修会を実施する場合は催事とその準備、精算業務の全体を指します。一年を通じて複数回催事を実施する「事業」については、最初に行う催事の準備期間を目安に応募してください。

3 補助金の概要及び採択予定件数

申請区分		対象事業	補助限度額	補助率	採択予定件数
スタートアップ型	スタート支援	地域活性化のための新たな取組み、これまでの取組みを拡充する取組みや試行的な取組み。	10万円	10/10	1次: 15件程度 2次: 15件程度 3次: 10件程度
	継続支援	過去にスタートアップ型(スタート支援)〔平成27年度以前の鳥取県創造運動支援補助金についてはスタートアップ型(新規)〕補助金を受けて実施した取組みで、同様の取組みを継続実施するため、新たな工夫や拡充等を行うもの			1次: 10件程度 2次: 7件程度 3次: 3件程度
	ステップアップ支援	過去にスタートアップ型(継続支援)〔平成27年度以前の鳥取県創造運動支援補助金についてはスタートアップ型(継続)〕補助金を受けて実施した取組みで、新たな工夫や基盤整備等により、今後の中・長期的な活動の継続を視野に入れて行うもの。	30万円	3/4	1次: 4件程度 2次: 3件程度 3次: 2件程度
トトリズム推進型		これまでの活動をさらに発展させ、他の地域や団体のモデルとなり、トトリズム(※)の推進に貢献する事業(ソフト事業に必要なハード整備を含む)。 ※鳥取県元気づくり総合戦略に定める「豊かな自然でのびのびと鳥取らしく生きる」、「人々の絆が結ばれたとつとりの街に住む」、「幸せを感じながら時を楽しむ」の3つの基本方針	100万円		1次: 6件程度 2次: 3件程度
交流サロン活動等支援型		地域住民を中心に幅広く交流の場となる拠点を活用する事業。(ソフト事業に必要なハードも含む。)	100万円	10/10	1次: 3件程度 2次: 2件程度
新たな地域課題対応加算		交流サロン活動等支援型の補助を受ける者又は鳥取ふれあい共生ホーム(住民交流サロン型)に登録した者が、交流の場となる拠点を活用した取組みに加え、高齢者や子どもの孤食等の新たな地域課題の解決に向けた居場所づくりを行うための事業。	30万円	10/10	1次: 1件程度

※同一年度内に一団体が補助金を受けられる取組みの件数は1件です。また、同一の者が同種の事業を実施するために受けることができる補助の回数は、各申請区分とも1回限りです。

(1) 補助金の対象経費

事業を実施する上で必要な経費とします。審査の結果、部分的に補助が認められない場合があります。

ア. 対象経費の例

項目	例	
報償費	講師、アドバイザー等の謝金(団体の構成員に対する場合は、事業に主要な役割を果たす場合に限り、旅費と合わせて補助限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とします)	
旅費	講師、アドバイザー等の旅費(団体の構成員に対する場合は、事業に主要な役割を果たす場合に限り、報償費と合わせて補助限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とします)	
需用費	消耗品費	用紙・封筒・文具類等の購入費、主たる事業(料理教室の開催等)に係る食材費
	食糧費	講師のお茶、昼食代
	燃料費	イベント等のため仮設した会場の暖房用燃料
	印刷製本費	参加者募集のチラシ等の作成費
	光熱水費	イベント等のため仮設した会場の電気や水道の使用料等 (領収書上、経常的な経費(「イ.対象外経費の例」aを参照)と区別が困難なものは対象外)
役務費	通信運搬費	講師や参加者募集のための郵便料等
	広告料	参加者募集の広告費
	手数料	振入手数料、高速道路料金(利用日時、目的地、目的業務の記録を要する)
	保険料	ボランティア保険料
委託料(※)	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した経費	
工事請負費(※)	事業を展開するために必要な施設整備費(トトリズム推進型、交流サロン活動等支援型のみ対象)	
備品購入費	事業を展開するために必要な1件の金額が5万円以上の物品の購入経費 (スタートアップ型(スタート支援・継続支援)を除く事業について、補助限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/2を上限として対象とします)	
使用料及び賃借料	会場使用料、イベントのためのレンタカー代	
原材料費	苗木・花苗(単に配布、販売を行う場合を除く)、自身で施設整備する場合の木材、セメント等の購入費	

※委託料及び工事請負費については、原則として、県内事業者への発注を要件とします。県外事業者へ発注をする際は理由書の提出を求めます。(その他の経費についても、県内事業者への発注に努めてください)

イ. 対象外経費の例

- a. 経常的な経費(団体の運営に係る家賃、電話代、光熱水費、ガソリン代など。また、経常的な経費と事業に係る支出が明確に区分できない経費も含む。)
- b. 個人給付的な経費(ただし、団体の構成員への委託、報償費及び旅費については、補助限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として認める。)
- c. 食糧費(事業実施に必要不可欠なものは除く。なお、団体内部の者のみで消費する会議茶菓、食事は認めない。)
- d. 人件費(ただし、交流サロン活動等支援型については、事業に主要な役割を果たす場合に限り、補助限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/2を上限として認める。)
- e. その他、交付対象経費として不適当と認められる経費

(2) 対象団体の要件

ア. 地域づくりに意欲があり、県内に事務所又は活動拠点を有すること(法人格は問わない)

…NPO、ボランティア団体、住民主体の実行委員会、自治会等の地域住民組織、企業、商工団体、各種産業団体及びその青年部組織等

※営利を目的とする企業の場合、自社の経済活動に類する活動以外の取組で、地域活性化のための社会貢献的な活動を対象とする。

イ. 以下の項目に該当する団体ではないこと

- a. 県の他の補助金、交付金等を当該事業のために受け入れている団体
- b. 政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体
- c. 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体
- d. 団体としての実体のないもの

(3) その他留意事項

- ・採択された事業の概要等については、広くインターネット等で公表します。申請のあった事業については、事業名及び事業概要等を市町村に情報提供します。
- ・補助事業で作成するチラシ、ポスター等の印刷物には、「響かせようトットリズム♪」の文字カットを必ず表示してください。(文字カットのダウンロードはこちら (<http://www.pref.tottori.lg.jp/tottorism/>) をご参照ください。)
- ・本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務及び、それに伴う組織内の議決等の承認手続きが全て終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかな精算手続き及び事業総括を行い、実績報告をするよう努めてください。
- ・実施事業に係る効果検証や課題把握のため、事業実施団体には事業終了後にアンケートにご協力いただきます。
- ・トットリズム推進型、交流サロン活動等支援型については、事業採択後に成果目標を作成いただくとともに、年度中及び事業終了後に中間報告及び成果報告を行っていただきます。
- ・交流サロン活動等支援型については、採択された場合「鳥取ふれあい共生ホーム(住民交流サロン型)」に登録していただきます。なお、登録の際は提出された申請書を「鳥取ふれあい共生ホーム事業」担当部局に共有します。
- ・事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守してください。関係法令等の例については、以下を参考としてください。

【関係法令等の例】

事業の内容	関係法令等
食品の製造・販売を行う、店舗を開設する	食品衛生法・鳥取県食品衛生条例：営業許可申請等
イベントで露店を開設する等、一時的に飲食を提供する	県生活環境部長通知：営業類似行為開設届等
道路に看板やのぼり等を設置する	道路法：道路占用許可申請等
道路上で祭りやマラソン競技等のイベントを実施する	道路交通法：道路使用許可申請等
子どもの保育、一時預かり等の事業を行う	児童福祉法：届出保育施設等事業開始届出等
高齢者の介護、一時預かり等の事業を行う	老人福祉法：老人居宅生活支援事業開始届出等
障がい者の介護、一時預かり等の事業を行う	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律：指定(更新)申請等
火気を取り扱う露店を出店する	火災予防条例：露店等の開設届出書、県生活環境部長通知：営業類似行為開設届等
人を宿泊させて料金を取り、旅館に類似した事業を行う	旅館業法・鳥取県旅館業法施行条例：営業許可申請等
集合住宅や民家の空き部屋等を活用し、民泊、農泊を行う	住宅宿泊事業法：住宅宿泊事業を営む旨の届出等
料金を取り、ツアーや宿泊等旅行に類似した事業を行う	旅行業法：新規登録申請等
廃棄物の収集や運搬、リサイクル(食品や木屑なども含む)等に類似した事業を行う	廃棄物の処理及び清掃に関する法律：(特別)産業廃棄物運搬業許可申請等
薬・健康器具・化粧品等一定の効能をうたった商品を製造・販売する	薬事法：医薬品・医薬部外品・化粧品及び医療機器承認・許可関係FD申請等
屋外に看板や広告を設置する	鳥取県屋外広告物条例：提出計画、許可申請等
森林や砂防林等の立木を伐採する	森林法：伐採及び伐採後の造林の届出等
自然公園内に工作物を設置する、土砂や植物を採取する	自然公園法：許可申請等
音楽・小説・漫画等、著作権の存在するものを利用する	著作権法：著作権利用許諾申請等

5 応募方法及び審査

(1) 応募に必要な書類

応募に必要な書類は、次ページ「提出書類一覧」のとおりです。

(2) 応募書類の入手方法

鳥取県補助金等交付規則及び鳥取県トットリズム推進補助金交付要綱に基づく各様式については、参画協働課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、参画協働課または各総合事務所等最寄りの窓口にご相談ください。

(3) 応募書類の提出方法

「2 募集期間」に記載の募集期間内に、参画協働課または各総合事務所等最寄りの窓口へ提出してください。書類の提出方法は、持参、郵送及びホームページからの電子申請とします。

※募集期間最終日の午後5時までに必着のこと。

【提出書類一覧】

区分	書類
共通	1 交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 団体規約（規約がない場合は、団体の活動目的、活動概要がわかるチラシ・パンフレット、年間計画等） 5 構成員名簿（主要な構成員（10名以内）の氏名及び事業において果たす役割に係るもの） 6 その他申請事業の参考となる資料
スタートアップ型（継続支援、ステップアップ支援）	過去に補助金を受けて実施した取組みの概要及び課題（過去に補助金を受けて実施した取組みの実績報告書でも可）
スタートアップ型（ステップアップ支援） トトリズム推進型 交流サロン活動等支援型	取組みが将来にわたって継続していくための計画書（実施体制、財源確保の方策を記載したもの）
トトリズム推進型 交流サロン活動等支援型	対象経費に工事請負費がある場合、 1 工事前・後の平面図、配置図及び改修を加える箇所の工事前（後）写真（工事後は実績報告時） 2 対象となる敷地・建物が自己所有でない場合は、貸主の同意が確認できる書類
スタートアップ型（スタート支援） トトリズム推進型	事業の新規性に係る調書 ※スタートアップ型（スタート支援）：過去にトトリズム推進補助金〔平成27年度以前の鳥取力創造運動支援補助金〕を受けた団体が申請する場合 ※トトリズム推進型：過去にトトリズム推進補助金トトリズム推進型〔平成27年度以前の鳥取力創造運動支援補助金共同型、発展型、市町村連携コースのいずれか〕を受けた団体が申請する場合

(4) 審査について

各募集期間終了後に審査会を開催し、審査員の協議により補助団体を決定します。

ア. 審査会の開催時期

- a. 1次募集分の審査会 … 平成31（2019年）年4月下旬（予定）
- b. 2次募集分の審査会 … 平成31（2019年）年7月中旬（予定）
- c. 3次募集分の審査会 … 平成31（2019年）年10月中旬（予定）

イ. 実施方法

- a. スタートアップ型（スタート支援／継続支援／ステップアップ支援） … 書類審査
- b. トトリズム推進型及び交流サロン活動等支援型 … 書類審査及び公開プレゼンテーション（会場等については別途連絡します）

ウ. 審査基準

「地域性」、「公益性」、「計画の実現性」、申請区分に応じた「個別項目」等の観点に重点を置いて審査します。

エ. その他

県の施策に連動した取組で喫緊に対応することが有効な場合、「2 募集期間、及び補助対象期間」の定めに限らず審査を行う場合があります。

6 窓口・問合せ先

○鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局参画協働課

（ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/sankaku-kyoudo/>）

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（鳥取県庁本庁舎6階）

電話 0857-26-7248／ファクシミリ 0857-26-8196／電子メール sankaku-kyoudo@pref.tottori.lg.jp

○元気づくり総本部東部振興監東部振興課 住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市立川町6丁目176

電話 0857-20-3659／ファクシミリ 0857-20-3656／電子メール toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

○中部総合事務所中部振興課 住所 〒682-0802 倉吉市東巖城町2

電話 0858-23-3177／ファクシミリ 0858-23-3425／電子メール chubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

○西部総合事務所西部振興課 住所 〒683-0054 米子市糺町一丁目160

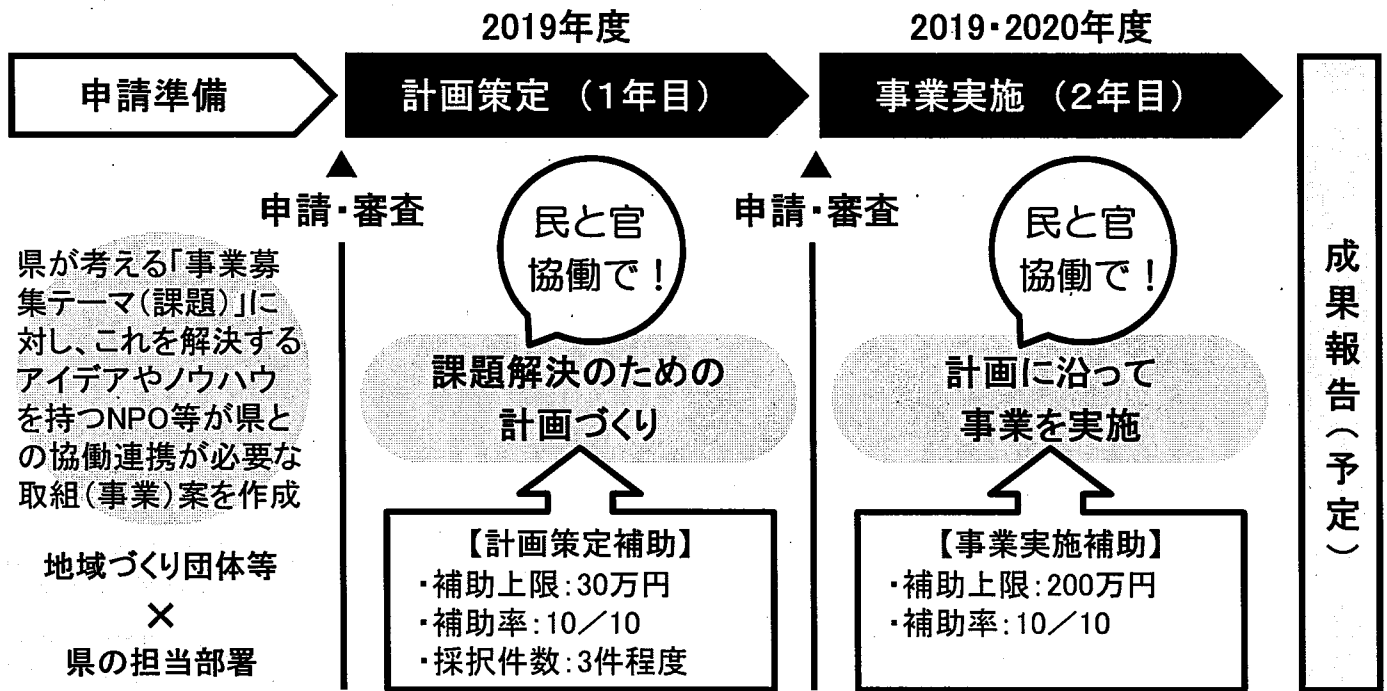
電話 0859-31-9606／ファクシミリ 0859-31-9639／電子メール seibu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

○日野振興センター地域振興課 住所 〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1

電話 0859-72-2081／ファクシミリ 0859-72-2072／電子メール hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp

—平成31年度 鳥取県協働提案・連携推進事業補助金—

多様化する地域課題を解決するため、民と官が協働して取り組む事業に対し、事業計画の立案から実施の各段階において、必要な支援を行うことで、協働連携のモデル創出をめざします。



1 補助対象事業

地域課題を解決するため、官民協働で行うことが有効な事業
(平成31年度の事業募集テーマは、現在調整中です)

- (1) 計画策定補助 県の担当部局と一緒に課題解決のための計画を策定
- (2) 事業実施補助 計画策定で策定した計画を県と協働して実施
※事業実施は計画策定に採択された事業が対象

2 補助対象者

地域課題解決のための計画策定及び事業実施を県と協働で行うことが可能な組織
(地域づくり団体、NPO法人、地縁団体、企業等)

3 計画策定補助募集期間

平成30年4月上旬から5月31日(金)まで

※募集開始日については、決定次第ホームページ等にて御案内します。

※募集期間中に事業の概要説明及び事業募集テーマに関する県庁担当部局との相談の場を設けます。

4 その他

- (1) 採択団体には、協働に関する研修を受講していただきます。
- (2) 事業実施補助の採択団体には事業終了後にアンケートや聞き取り、成果報告会における報告に御協力いただきます。

【お問い合わせ先】 鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局参画協働課
住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(鳥取県庁本庁舎6階)
電話:0857-26-7071/ファクシミリ0857-26-8196
電子メールsankaku-kyoudo@pref.tottori.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/227947.htm>



地域課題の解決を図る実践的な協働事業の提案を募集します！

31

年度

4月募集
開始予定

鳥取・島根広域連携協働事業

県が考える「両県共通の地域課題」を
解決するアイデアやノウハウを持つ
NPO等による事業提案を募集します。

■平成31(2019)年度テーマ
現在検討中

応募資格

鳥取県内のNPO等と島根県内のNPO等との共同体
ただし、島根県内のNPO等については、しまね社会貢献基金登録団体(計画
審査会の日までに、しまね社会貢献基金に登録する団体を含む)であること。

段階毎に審査を実施し、採択された事業に対し事業実施のために
必要な経費を補助。

補助金額等

支援段階	補助上限	補助率	期間
計画策定	40万円	10/10	1年以内
協働実践	200万円	10/10	1年以内

計画策定

【H31(2019)年度】

県の担当部署と
一緒に課題解決の
ための計画を策定



協働実践

【H32(2020)年度】

計画策定で策定
した計画を県と
協働して実施

- ・必要に応じ、事業の概要説明及び両県担当部局との意見交換会を4月以降に実施します。
- ・事業提案関係者による公開プレゼンテーションを行った後、民間の委員で構成する審査委員会で審査を実施し採択事業(1事業)を決定します。

【問合せ先】鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局参画協働課

電話:0857-26-7070 ファクシミリ:0857-26-8196 電子メール:sankaku-kyoudo@pref.tottori.lg.jp

2019年度 みんなで取り組む中山間地域計画づくり支援事業費補助金

県内中山間地域の住民が安心して暮らせるような生活サービスや支え合いの仕組みづくり、持続可能な地域の活性化を図るための小さな拠点の立ち上げの検討などの取り組みを支援します。

1. 中山間地域計画策定支援事業

買い物支援の仕組みづくり、集落の防災・安全対策の検討等、集落の維持・活性化や安心な地域づくりのための計画策定や試行実施を支援

- 1) 補助対象経費 現状把握のための調査経費／計画策定の検討に係る経費／研修、専門家招へいに係る経費／計画に基づく課題解決策の試行経費／計画に基づく1件50万円未満の備品購入費 等
- 2) 事業実施主体 市町、個人事業者、企業、農商工団体、NPO、広域的運営組織、集落、その他住民団体 等
- 3) 補助金限度額 1団体あたり50万円（補助率：県1／2、市町任意）

2. 広域的地域運営組織づくり支援事業

集落を超えた広域的な地域単位の運営組織を設置し、地域振興に係る課題等を調査・検討する取り組みを支援

- 1) 補助対象経費 現状把握のための調査経費／計画策定・地域運営の検討に係る経費／研修、専門家招へいに係る経費／新たな広域的な地域運営組織立ち上げに係る周知・啓発活動経費 等
- 2) 事業実施主体 市町、広域的運営組織（準備段階の組織を含む）
- 3) 補助金限度額 1団体あたり100万円（補助率：県1／2、市町任意）

3. 小さな拠点づくり支援事業

集落等の地域住民での話し合いにより、旧小学校区の範囲にある遊休施設等を活用し、新たに小さな拠点として整備する計画策定や試行実施を支援

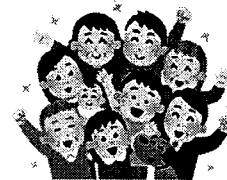
- 1) 補助対象経費 計画策定の検討に係る経費／研修・専門家招へいに係る経費／試行に係る経費（100万円未満の工事代、50万円未満の備品購入費、賃金、印刷製本費／使用料／需用費 等
- 2) 事業実施主体 市町、集落、広域的運営組織、複数集落で構成する住民団体 等
- 3) 補助金限度額 1拠点あたり100万円（補助率：県2／3、市町1／3）
（日本財団事業に係るものは1拠点あたり50万円（補助率：県10／10））

4. 地域コミュニティスタートアップ支援事業

地域コミュニティの活性化を図るため、新たな取組を開始するための初期の活動やグループ立ち上げ等を支援

【主な取組例】

- 地域住民で運営する農村レストランを開始するために必要な準備等の話し合い
- 地域の交流サロンを開始するのに必要な茶器などの備品購入等
- 地域住民のコミュニティを活性化するための研修会やイベント等の開催 等



- 1) 補助対象経費 現状把握のための調査経費／計画策定の検討に係る経費／研修、専門家招へいに係る経費／課題解決のための試行経費／その他活動や地域振興の取組に必要な経費 等
- 2) 事業実施主体 集落、広域的運営組織、NPO、その他住民団体 等
- 3) 補助金限度額 1団体あたり10万円（補助率：県10／10）

2019年度 みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業費補助金

県内の中山間地域の活性化のため、地域資源や遊休資産を活用したコミュニティビジネス、地域活性化の取組を支援します。

1. 地域活性化支援事業

地域の伝統文化の伝承、景観・環境の保全、都市部との交流など地域の誇りを再生・発展させる取組や、地域産業の発掘・発展、復活のための取組に対して支援

【主な取組例】

- 地域の伝統文化等の伝承、再生により地域の活性化を図る取組
- 地域の美化活動、環境保全活動等を通じて住み続けたい心を醸成する取組
- まちむら交流等により地域を活性化する取組
- 地域の農産物等特産品づくりや地域に伝わる伝統野菜等の復活など新たな取組 等



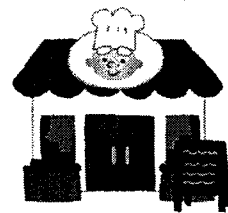
- 1) 補助対象経費
「ソフト事業」伝統行事・伝統芸能の復活、都市農村交流の実施、地域産業の復活・発展等に要する経費／1件あたり50万円未満の備品、機械、器具等に係る経費 等
「ハード事業」空き家の改修などによる交流施設整備費／集会所（市町所有の公民館等除く）のバリアフリー化経費／小型農業機械・設備導入経費／ハード整備と一体的に整備する備品購入費 等
- 2) 事業実施主体 市町、広域的運営組織、集落、NPO、その他住民団体、個人事業者、企業、組合 等（ただし、地域産業取組については農協等生産組織を除く）
- 3) 補助金限度額
「ソフト事業」1事業あたり100万円（補助率：県1／2、市町任意）
「ハード事業」1事業あたり300万円（補助率：県1／3、市町1／6）

2. 中山間地域コミュニティビジネス支援事業

特産品、加工品づくり等に必要な製造・販売施設、農家レストラン、宿泊施設の整備など新たなビジネスへの取組や、地域に不足するサービスなどの社会貢献を伴うコミュニティビジネスを開始しようとする取組等を支援

【主な取組例】

- 農畜産物や水産物など地元の資源を利用した加工品づくり
- 地元農林水産物等を食材として活用する農家レストランの開業
- 地元観光農園等と連携した体験型の農家民宿の開業
- 地元で捕獲されたイノシシ等の獣肉解体処理施設の整備
- 見守りを兼ねた高齢者向け宅配弁当の配達
- 高齢者世帯などを対象とし、草刈りやゴミの片付け、墓参りなど生活支援型の便利業 等



- 1) 補助対象経費
「ソフト事業」新商品の企画・販売促進又は営業に係る経費／PRイベント開催経費 等
「ハード事業」事業に必要な施設、機械、設備、器具、備品等の購入又はリース費用／ハード整備と一体的に整備する備品購入費 等
- 2) 事業実施主体 個人事業者、企業、組合、広域的運営組織、集落、NPO、その他住民団体 等（ただし、地域産業取組については農協等生産組織を除く）
- 3) 補助金限度額
「ソフト事業」1事業あたり100万円（補助率：県1／2、市町任意）
「ハード事業」1事業あたり300万円（補助率：県1／3、市町1／6）

3. 地域遊休施設活用事業

中山間地域等において、地域の遊休施設（空き店舗、空き校舎、空き倉庫等）を活用し、ハード・ソフトの両面から総合的な地域の活性化を図る取組等を支援

【主な取組例】

- 集落内の空き店舗を改修し、地域住民で運営する農村レストランの開始
- 空き校舎を改修し、地域の交流サロンや農産物加工施設への活用 等
- ※ いずれの取組においても、施設整備だけではなく、地域住民のコミュニティを活性化するための研修会やイベント等を併せて実施



- 1) 補助対象経費 遊休施設改修経費（事業に必要な機械設備、備品等購入経費を含む。）／ハード整備と一体的に実施するソフト事業（PR活動等）に要する経費） 等
- 2) 事業実施主体 市町、広域的運営組織、集落、NPO、その他住民団体 等
- 3) 補助金限度額 1事業あたり1,000万円（補助率：県1／2、市町1／3）

4. 安全・安心活動支援事業

中山間地域において、豪雪や鳥獣被害など自然の猛威から生活を守るための雪囲いや除雪、防護柵など、被害を防ぐための事前の取組に対して支援

【主な取組例】

- 家屋の雪囲い等豪雪地帯で設置されている雪害に対する準備
- 集落内及び幹線道路までの通路等の除雪
- 台風、洪水など自然災害や火災時における集落の防災計画策定づくり
- 家屋、屋敷への鳥獣被害を防ぐための対策 等



- 1) 補助対象経費 雪囲い等の設置に要する経費／除雪に係る経費（除雪機の導入・リース等）／防災計画策定のための経費／防災計画で必要な機器等の導入経費／鳥獣侵入防止柵の設置経費 等
- 2) 事業実施主体 市町、広域的運営組織、集落、NPO 等
- 3) 補助金限度額 1事業あたり50万円（補助率：県1／3、市町1／6）

2019年度 鳥取県まちなか暮らし総合支援補助金

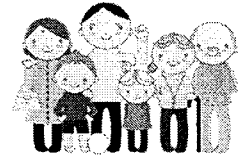
各市のまちなかにおいて、高齢者等の地域住民が安心して暮らせるとともに、新たな地域コミュニティの担い手となる若者等にとって魅力ある地域づくりを進める取組を支援します。

1. スタートアップ事業

高齢者をはじめとした地域住民が安心して元気に暮らせるまちなかを目指して、暮らしを支えるコミュニティの活性化やまちづくりの推進に取り組むための初期活動経費を支援

【主な取組例】

- 地域の課題掘り起しのためのワークショップ、アンケート調査の実施
- 地域課題解決のための組織構築、計画の策定
- 外部人材（専門家など）を招いて自治会等でのフィールドワーク実施 等



- 1) 補助対象経費 ワークショップ、アンケート調査経費／組織の構築、基本構想・基本計画の策定等に要する経費／学生（大学）、移住者、専門家等、地域課題の解決に必要な人材の活動経費 等
- 2) 事業実施主体 組織・団体等で鳥取県内に活動拠点を有する者
- 3) 補助金限度額 1地区あたり10万円（補助率：県10／10）
※高齢化率が概ね30%以上の地域又は自治会における取組に限ります

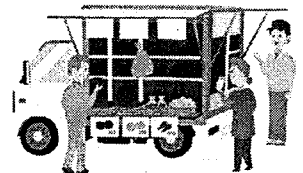
2. 買い物弱者対策事業

空き店舗を活用した小売りや移動販売など、店舗が不足する地域において食料・日用品などを供給する事業に要する経費を支援

【主な取組例】

- 買い物支援の取組検討や福祉や医療分野との連携など付加価値を高めるためのシステムづくり
- 店舗が不足する地域で必要な食料・日用品などを供給する空き店舗を活用した小売りや移動販売 等

- 1) 補助対象経費
 - ① 仕組みづくり支援
買い物支援の取組に係る検討等に要する経費（会議開催費／視察・研修費等）
 - ② 店舗改装・移動販売車導入等支援
店舗の購入・改装経費／移動販売車両の購入・リース経費／設備等購入・リース・修繕経費／ハード整備と一体的に実施される事業（PR等）に要する経費／50万円以下の備品購入費
 - ③ 移動販売車運営経費支援
移動販売車の運営に必要な運営費（燃料費／車検費用／修理費／備品購入費）
- 2) 事業実施主体 市、組織・団体等で鳥取県内に活動拠点を有する者
- 3) 補助金限度額
 - ① 仕組みづくり支援
1事業あたり50万円（補助率：県1／2、市任意）
 - ② 店舗改装・移動販売車導入等支援
1事業あたり500万円（補助率：県1／2、市任意）
（移動販売車更新は1台あたり300万円（補助率：県1／3、市1／3））
 - ③ 移動販売車運営経費支援
1台あたり100万円※（補助率：市負担額の1／2）※2年目70万円、3年目40万円



3. まちなか居住促進事業

まちなかコミュニティの新たな担い手となる、若年世代のまちなかへの定住を、増加する空き家等を活用して促進するための空き家改修経費を支援

- 1) 補助対象経費 空き家の購入、改修もしくは賃貸に要する経費 等 (土地購入費を除く)
- 2) 事業実施主体 市、まちなか居留意向者、物件提供者
- 3) 補助金限度額 1戸あたり100万円 (補助率:市負担額の1/2)
- 4) その他条件
 - ・転出地が県外または県内にあつては対象地域に比べて高齢化率の低い地域であること
 - ・18歳以上45歳未満の者が世帯あたり1名以上入居すること
 - ・当該入居者が地域の自治会に加入すること

4. まちなかコミュニティ活性化支援事業

コミュニティビジネスの起業や、地域コミュニティを再生・発展させる取組、まちなか居住者を増やすために地域に生業を興す取組等に要する経費を支援

【主な取組例】

- 空き施設を活用したゲストハウス兼コミュニティカフェ整備など、地域住民同士や県外からの来訪者との交流拠点を作る取組み
- 空き家を改修し、住民のコミュニティ拠点やレンタルオフィス・スペース等の整備
- 地域の高齢者等を対象とした健康づくりや住民同士の交流の場の整備 等



- 1) 補助対象経費 <ソフト事業>調査、PRイベント開催経費 等
<ハード事業>事業に必要な施設、機械、設備、器具、備品等の購入又はリース費用 等
- 2) 事業実施主体 市、組織・団体等で鳥取県内に活動拠点を有する者
- 3) 補助金限度額 <ソフト事業>1事業あたり100万円 (補助率:県1/2、市任意)
<ハード事業>1事業あたり300万円 (補助率:県1/3、市1/6)

5. まちなか遊休施設活用事業

地域の遊休施設(空き店舗、空き倉庫等)を活用し、ハード・ソフトの両面から総合的な地域の活性化を図る取組等を支援

【主な取組例】

- 地域内の空き店舗を改修し、地域住民が行う生活支援サービス拠点の整備
- 空き施設を改修し、地域住民の世代間交流拠点の整備する取組み 等
- ※ いずれの取組においても、施設整備だけではなく、地域住民のコミュニティを活性化するための研修会やイベント等を併せて実施



- 1) 補助対象経費 遊休施設改修経費(事業に必要な機械設備、備品等購入経費を含む) / 地域活性化のための行事開催等に係る経費 等
- 2) 事業実施主体 市、組織・団体等で鳥取県内に活動拠点を有する者
- 3) 補助金限度額 1事業あたり1,000万円 (補助率:県1/2、市1/3)

補助金別申請先・問合せ先一覧

鳥取県とっとり暮らし支援課

補助金名	事業区分	事前計画承認	募集時期	県の申請・問合せ先※
みんなで取り組む中山間地域計画づくり支援事業費補助金	—	—	随時	地方機関
みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業費補助金	地域遊休施設活用事業	要	別途通知	本庁（計画） 地方機関
	上記以外の事業	—	随時	地方機関
まちなか暮らし総合支援事業費補助金	店舗改装・移動販売車導入等支援、まちなか遊休施設活用事業	要	別途通知	本庁
	上記以外の事業	—	随時	地方機関

※市町負担が必要となる事業の場合、事業を実施する市町での予算措置が必要となりますのでご注意ください。
その場合、事業者の直接の申請先は各市町役場の担当課となります。詳しくは以下担当までお尋ねください。

【地方機関】

- **東部地区**（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）
東部振興監東部振興課（〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176） 電話：0857-20-3663
- **中部地区**（倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）
中部総合事務所地域振興局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2） 電話：0858-23-3298
- **西部地区**（米子市、境港市、大山町、南部町、伯耆町）
西部総合事務所地域振興局（〒683-0054 米子市糺町1丁目 160） 電話：0859-31-9606
- **日野地区**（日南町、日野町、江府町）
西部総合事務所日野振興センター（〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1） 電話：0859-72-2080

【本庁】

鳥取県庁とっとり暮らし支援課（〒680-8570 鳥取市東町1丁目220） 電話：0857-26-7129

県外の若者にとっとり暮らしを体験してもらって、鳥取県ファンになり、将来的な移住定住につなげたいとお考えの皆様へ

とっとりワーホリ支援補助金のご案内

※正式名称：とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金

この事業は、県外の若者等が、2週間から1ヶ月程度にわたり本県に滞在し、就労しながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを学ぶ「とっとり暮らしワーキングホリデー」の受入れを支援し、地域の活力向上に資するとともに、将来的な本県への移住を掘り起こすことにより、地域経済の好循環の更なる拡大に向け、「ヒト・情報」の流れを創出するため、その経費の一部を補助するものです。

平成30年度は29人の若者がとっとり暮らしを体験し、ワーホリ終了後も定期的に訪れるなど、その地域と継続して関わってくれています。

ステップ1 受入事業提案

うちでは、こんな魅力的な受入れができますよ！

1 提案募集期間

平成31年4月1日～5月30日（随時選定。これ以降も募集することがあります。）

2 実施主体

本県での暮らしを丸ごと体験し、地域との関わりを深めてもらう観点から、参加者に対し、就労場所、滞在場所、地域住民との交流や学びの場を一体的に提供できる本県内の市町村、個人、団体、NPO、その他任意組織（相談窓口の設置、首都圏等説明会への参加義務などあり）

3 提案内容

①受入可能期間（参加者の本県滞在期間）

平成31年5月1日～平成32年3月31日のうちから記載

例：〇月〇日～〇月〇日のうち、1回あたり2週間

②参加可能延べ人数

例：5人

③1回あたりの最大受入可能人数

例：1人（7～8月は2人）

④就労場所

例：〇〇農園（梨栽培）

カフェ〇〇（接客）

⑤就労形態

例：有給（時給〇円、勤務日まなかい2食無料）

無給

⑥滞在場所

例：社員住宅（1,000円/泊、別途布団リース要、個室、共用風呂、共用洗濯機有）

近隣ゲストハウス（3,000円/泊）

⑦交流・学びの場の内容

例：地域住民・社員との交流会

〇〇作り体験

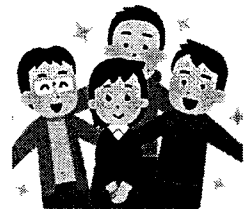
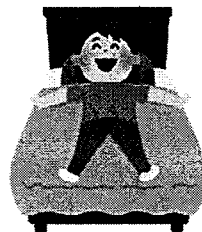
⑧参加者への支援内容

例：宿泊助成 上限 宿泊日数×3,000円

県内旅費助成 上限 滞在日数×1,000円

” 滞在中、自転車貸与あり

来県旅費助成 関東なら往復20,000円、関西なら往復10,000円



4 補助金交付対象団体に選定

県は、提案いただいた事業を確認し、補助金交付対象団体を選定します。

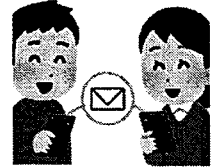
ステップ2 参加者募集

ステップ2以降は、補助金交付対象
団体のみが対象です

- ・年齢制限を設けてはいけません。
- ・本県内在住者は対象外です。
- ・事業内容やイメージ写真等を記載したチラシデータを作成いただきます。
- ・国及び県がホームページ等で広報を行います、
実施主体においてもホームページ等で広報してください。
- ・県が実施する首都圏・関西圏等における説明会に参加していただきます（数回）（旅費は県負担）。

ステップ3 参加決定！

申込みは、参加者から実施主体に直接行われます。（必ず申込があるわけではありません）
滞在期間や勤務条件などを両者で調整し、協議が整えば、参加決定！



ステップ4 補助金交付申請

平成31年度の補助金枠は26人程度分です。

補助金交付決定は、交付申請の先着順です。

そのため、早期に事業提案を行い、参加者募集、参加決定、参加決定1人毎に交付申請を行う必要があります。

実施団体への支援

参加者受入に要する次の経費。なお、参加者が負担する下記経費に対する助成に要する経費を含む。

ア 参加者の滞在に要する経費（実費）

宿泊数×3,000円を上限とする。

なお、飲食代は対象外とし、参加者1人あたり66,000円を上限とする。

イ 参加者の県内移動に要する経費（実費）

滞在日数×1,000円を上限とする。

なお、ガソリン代は対象外とし、参加者1人あたり22,000円を上限とする。

就労場所又は交流及び学びの場への移動に要する経費とする。

ウ ア、イを除く参加者受入れに要する経費（実費）

参加者1人あたり28,000円を上限とする。

対象となる経費は次のとおりとする。

- ・労災保険、農作業中傷害保険及びボランティア保険等就労に伴い必要となる保険料
- ・作業着及び作業道具等就労に伴い必要となる経費
- ・交流イベント開催経費（軽食を除く飲食代は対象外とする）
- ・参加者の来県旅費（往復）（公共交通機関に限る。ただし、鳥取県内国内便エアサポート支援事業の支援を受ける航空運賃は対象外とする。）

【申請・問い合わせ先】

鳥取県庁とっとり暮らし支援課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地）

電話：0857-26-7128 ファクシミリ：0857-26-8196 / 電子メール：tottorigurashi@pref.tottori.lg.jp

鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金募集

県内で新たにストレスオフにつながる活動に取り組む、住民団体、NPO、企業などを支援し、女性がストレスオフの暮らしを実現できるよう多様な主体の様々な活動を支援するため、「ストレスオフ活動拡大事業補助金」の交付を希望する団体等を募集します。



募集期間

平成31年(2019年)
4月1日(月)から5月17日(金)まで

対象事業

以下の(1)、(2)の区分により、女性のリフレッシュやストレス解消を図ることを目的とした新たな事業を対象事業とします。

(1) 自然活用型

鳥取の自然、風土を活用した癒やし効果のある活動

(事業例)

- ・山や海、砂丘や温泉などで運動を行う等してリラックスをはかる



(2) 支えあい型

男性の家事・育児参画促進やネットワークづくりといった、人と人との支えあい等の活動

(事業例)

- ・産後のママたちが骨盤体操やエクササイズでストレス発散や、ママ友をつくる
- ・父親と子どもが一緒に参加できるミニイベントを開催し、イベント中は母親がリラックスできる時間をつくる



対象団体

県内に事業所又は活動拠点を有すること(法人格は問わない) NPO、ボランティア団体、住民主体の実行委員会、自治会等の地域住民組織、企業等

交付額

1事業につき20万円を限度として、鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金審査会が定める範囲

提出方法

鳥取県庁女性活躍推進課に直接持参、とっとり電子申請サービス、又は郵送

審査・選考

審査会による書面審査

事業実施期間

交付決定日から平成32年(2020年)3月31日までに完了するもの

問合せ先

鳥取県庁女性活躍推進課(電話:0857-26-7791)

※詳細は、募集要項等をご覧ください。募集要項・申請書類等は、女性活躍推進課ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>)からダウンロードできます。

